

福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策 緊急支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症により、急な販売先の変更や売上高の大幅な減少など経済活動に影響が生じている市内の農林水産業者を対象に、早急な出荷・販売の回復等につながる新たな経営改善の取組を支援します。

1. 対象となる方

新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けた市内の農林水産業者または農林水産業者等が組織する団体で、京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業（農林水産業）」の補助金交付が決定した者

2. 補助対象取組例

●新たな販路の開拓や代替販路へのお荷等

- ・販売先からの発注キャンセルが発生した農林水産物を直売したり、別の販売先にお荷したりするために必要となる経費
- ・新たな販路開拓のための商談や商談会等への出展料 等

●お荷できない農林水産物を使った新商品の試作・開発

- ・発注キャンセルによりお荷できない農林水産物を使った新商品の試作・開発や、その製品の成分や衛生（菌検査）等各種分析に係る経費
- ・開発した新商品のチラシやポスター等の販売促進資材作成費用 等

●農産物の次期作への切り替え、畜産物の品質向上等

- ・次期作へ切り替えるための準備（廃棄、すき込み等）や切替作付計画による種苗費、肥料費、防除費等
- ・畜産物の品質向上に役立つオレイン酸等の成分や飼料分析費用 等

3. 補助率・補助上限額・対象期間

【京 都 府】 事業実施に係る費用の3分の2以内（上限額：20万円）

【福知山市】 事業実施に係る費用の3分の1以内（上限額：10万円）

※両制度を併用することにより、費用を全額助成します。（併用した場合の上限額：30万円）

※国において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定された令和2年2月25日以降の取組が対象です。

【お問い合わせ先】 福知山市産業政策部農林業振興課（電話：24-7044）